

京都市告示第377号

京都市健康増進センター条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市健康増進センターを臨時に開所します。

平成16年12月17日

京都市長 榎本 頼兼

臨時開所する日時 平成17年1月4日（火）

午前9時30分から午後4時30分

（保健福祉局保健衛生推進室健康増進課）